



## 全国医師国民健康保険組合連合会

### 第60回全体協議会開催

「医師国保組合に対する定率国庫補助削減、廃止を断念すること。保険者に対して、高齢者医療制度への拠出を安易に求めないこと。」等の決議を採択

去る10月7日（金）に一般社団法人全国医師国民健康保険組合連合会（略称「全医連」）の第60回全体協議会が、関東甲信越ブロック（担当：茨城県医師国保組合）主催で、茨城県水戸市：「水戸プラザホテル」において全国各医師国保組合の代表者など337名が参集して開催された。

その概要を報告する。

当組合の出席役員

理事長 長瀬 清 副理事長 深澤 雅則  
 常務理事 田代 典夫 理事 今 眞人

全医連の全体協議会は、全国を中国四国、関東甲信越、近畿、九州、中部、東北北海道（開催順序）の6ブロックに分け、ブロック持ち回りによって開催され、医師国保組合運営上の問題点などについて協議している。

会議は各組合の理事長（代表者）が出席する代表者会を開催した後、全体協議会を開催するのが慣例となっている。

## 代表者会

### 令和3年度会計決算等を審議

来年の第61回全体協議会の主催は  
 近畿ブロック

開催地は滋賀県大津市と決定

代表者会は、昼食後12時22分から各組合の理事長（代表者）が出席し開催された。

なお、当組合から全医連理事として長瀬 清理事長、組合役員として深澤 雅則副理事長が出席している。

河内 重人 茨城県常務理事が司会を担当し、開会を宣した。

最初に、松崎 信夫 茨城県理事長から主催ブロックを代表しての挨拶が行われた後、近藤 邦夫 全医連会長（石川県理事長）から挨拶が行われた。

この後、司会者から本年度から新たに組合理事長に就任された 福島 幸隆 秋田県理事長、柴 忠明 千葉県理事長、川合 千尋 新潟県理事長、池田 正

見 静岡県理事長、高井 康之 大阪府理事長の紹介が行われた。

議事に入る前に議長選出が行われ、議長は慣例どおりとして良いかの提案があり、満場一致で了承され、担当組合の 松崎 信夫 茨城県理事長が議長に選出されて議事に入った。

〈協議事項〉

- (1)令和3年度事業報告について
- (2)令和3年度会計収入支出決算報告、令和3年度監査報告について
- (3)全体協議会の運営について
- (4)決議（案）について
- (5)任期満了に伴う監事の選任について
- (6)次期全体協議会の開催地について

(1)と令和3年度会計収入支出決算報告は、全医連総務担当 空地 顕一 理事（兵庫県理事長）から、令和3年度監査報告は、全医連 北澤 信治 監事（長野県常務理事）から報告がなされ、議長が(1)～(2)について質疑を求めたが質疑なく、挙手多数で承認された。

(3)は議長より説明がなされ、次第どおり運営することの提案が、挙手多数で承認された。

(4)については、全医連事務局で取りまとめられ、全医連理事会で承認された「決議（案）」の文案を小原 芳道 茨城県副理事長から朗読発表された。この決議（案）について質疑は特になく、挙手多数により承認された。

(5)では、議長より、任期満了に伴う監事の選任について、近畿ブロックから 依田 純三 先生（京都府理事長）の推薦があったことが説明され、質疑は特になく、挙手多数により承認された。

(6)については、議長が「運営に関する覚書書」に基づき、近畿ブロックが主催し、担当は滋賀県とする提案がなされ、挙手多数により承認された。越智 眞一 滋賀県理事長から挨拶がなされた。

その他、愛媛県の 村上 博 理事長から、愛媛県医師国保組合が、柔道整復施術療養費に関して、受領委任払い契約の更新をせずに、償還払いとする交渉をする経緯について、報告がなされた。



主催ブロック代表挨拶の 松崎 信夫 茨城県理事長



挨拶をされる全医連 近藤 邦夫 会長

## 全体協議会

### 代表者会で決議した事項の報告

午後1時30分から全体協議会が開催され、河内 重人 茨城県常務理事とフリーアナウンサーの 有働 文子 氏が司会を担当し、尾崎 治夫 東京都理事長が開会を宣した。

最初に 松崎 信夫 茨城県理事長から主催ブロックを代表しての挨拶が行われた後、近藤 邦夫 全医連会長（石川県理事長）から挨拶が行われた。

次に、来賓の方々が祝辞を述べられた。

日本医師会会長 松本 吉郎 先生  
茨城県知事 大井川 和彦 氏  
(代理 森川 博司 保健医療部長)  
水戸市長 高橋 靖 氏  
(代理 秋葉 宗志 副市長)  
全国国保組合協会会長 渡邊 芳樹 氏

引き続き、司会者から来賓者の紹介が行われた。

日本医師会常任理事 城守 国斗 先生  
茨城県国保連合会理事長 小林 宣夫 氏  
(代理 富田 亮二 常務理事)

議長には例年どおり担当組合の 松崎 信夫 茨城県理事長が就任していただくことで、代表者会で承認されていることが報告され、担当ブロックの理事長の紹介が行われた後、議事が進められた。

〈報告事項〉

- (1)令和3年度事業報告について
- (2)令和3年度会計収入支出決算について
- (3)令和3年度監査報告について
- (4)決議について
- (5)任期満了に伴う監事の選任について
- (6)次期全体協議会の開催地について

(1)～(2)は、全医連総務担当 空地 顕一 理事（兵庫県理事長）から、(3)は、全医連 北澤 信治 監事（長野県常務理事）から報告がなされた。

(4)について、小原 芳道 茨城県副理事長が「決議」文を朗読され、議長より「この決議につきまして、皆様方の盛大な拍手をお願いしたいと思います。」と述べられ、大きな拍手で承認された。

なお、採択された「決議」文の取扱いについては、内閣総理大臣他、政府関係機関に送付することも併せて報告された。

(5)では、任期満了に伴う監事1名の選任については、先ほどの代表者会で選任され、依田 純三 先生（京都府理事長）が就任されたとの報告がなされた。

(6)の開催地については、議長より代表者会において、近畿ブロック主催で、担当は滋賀県と決定、日時は令和5年10月7日（土）、開催場所は大津市内の「びわ湖大津プリンスホテル」で開催されることが報告された。

次いで、次の演題により、講演が行われた。

#### \* 基調講演

座長：茨城県医師国保組合 松崎 信夫 理事長  
演題：『国保問題検討委員会中間報告より』  
講師：一般社団法人 全国医師国民健康保険組合連合会 国保問題検討委員会 委員長 篠原 彰 先生（静岡県副理事長）

#### \* 特別講演

座長：茨城県医師国保組合 小原 芳道 副理事長  
演題：『水戸学がめざしたもの —徳川斉昭から慶喜まで—』  
講師：茨城県立歴史館 特任研究員 永井 博 氏

以上で全医連の第60回全体協議会は無事終了した。

## 決 議

医師国民健康保険組合（以下、医師国保組合）は、昭和三十六年に始まる国民皆保険制度の成立以前から、医師らによる強い連帯意識と相扶共済の精神に基づき、わが国の健康保険制度における先駆的役割を果たしてきた。以来、六十有余年に亘り、地域住民の生命と健康を守る医師を始めとする医療従事者は、医師国保組合の存在により安心して地域医療に貢献してきた。

こうした認識の下、医師国保組合は厳しい財政状況のなか、保険料の適切な引き上げとその完全収納、自家診療の請求自粛、充実した保健事業等により、健全な運営に努めている。

しかしながら、令和二年初頭から世界的に広がり始めた新型コロナウイルス感染症は、二年数か月を経た今もおお、わが国の医療提供体制を揺さぶり続けている。保健所の機能低下、医療従事者の疲弊、病床逼迫はもとより、新型コロナウイルス患者を受け入れた医療機関では一般診療が犠牲になり、受け入れられない医療機関は受診抑制の影響で減収を強いられている。

また、この間、新型コロナウイルス対応で政府の財政支出が急激に膨れ上がったことから、来年度以降、社会保障費支出削減を主張する財務省の圧力は一層厳しくなることが予想される。本年五月に出された財政制度等審議会の建議書に「所得水準の高い国民健康保険組合に対する定率国庫補助を廃止することも検討すべき」と明記されたことは到底受忍できない。また、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金の負担増なども、医師国保組合の財政運営を圧迫している。

更には、医学・医療の進歩により、次々に登場する超高額薬剤や、新たな医療技術の開発などによる高額レセプトが組合財政を圧迫しており、規模の大きくない組合では、存続の危機まで論じられている。高額医療費問題に対する、国の積極的な関与が望まれる。

よって本会は、第六十回全体協議会において、危機意識を共有し、喫緊の課題について慎重に議論した結果、左記の事項を採択し、国会並びに関係諸機関に強く要望する。

## 記

- 一・医師国保組合に対するこれ以上の定率国庫補助削減、廃止を断念すること。
- 一・国民皆保険制度を崩壊させかねない高額医療費によって、保険者に過重な負担がかからないよう、国の対応を求める。また、国は、医学・医療の進歩に対応する医療保険制度を確立し、国民皆保険制度を堅持すること。
- 一・保険者に対して、高齢者医療制度等への拠出を安易に求めないこと。

右、決議する。

令和四年十月七日

一般社団法人全国医師国民健康保険組合連合会

## インターネット道医師国保組合ホームページをご利用ください

北海道医師国民健康保険組合では、組合ホームページを開設し、皆様に、本組合の業務にかかわる諸情報等を逐次発信しております。

また、各種申請（届け出）用紙はホームページからも入手できますので、組合への届け出（当組合への加入および脱退など）、その他、給付に関する申請および健康診査の助成金の請求など手続きが必要な場合は、是非ご利用ください。

### \* 北海道医師国民健康保険組合ホームページアドレス

<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目  
北海道医師会館6階

北海道医師国民健康保険組合

TEL 011-271-7471

FAX 011-241-6414

# 道医師国保組合公告

令和4年12月1日  
道医国保公示第469号

北海道医師国民健康保険組合  
理事長 長瀬 清

## 北海道医師国民健康保険組合規約の一部改正について

(令和4年9月29日 第654回理事会議決)  
(令和4年10月31日付 国医第1151号指令により北海道知事の認可済)

### (改正の理由)

国が、国民健康保険組合における未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置を導入したことを受け、令和4年度から事業を実施するため、理事の専決処分により、所要の改正を行いました。

### (改正の内容)

国から得られる未就学児一人当たり12,000円の財政支援の額の活用方法を定めるため、第25条の5項に、該当の条文を追加する。

### (改正の施行の期日)

この規約は、令和4年11月1日から施行する。

## 北海道医師国民健康保険組合規約（新旧対照表）

規約現行条文	規約改正条文
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第25条 組合員は、次の各号に規定する額（准組合員及びその者の世帯の被保険者の保険料を含む。）の合算額を保険料の年額とし、月割によって組合に納付しなければならない。</p> <p>(1)～4 (略)</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第25条 組合員は、次の各号に規定する額（准組合員及びその者の世帯の被保険者の保険料を含む。）の合算額を保険料の年額とし、月割によって組合に納付しなければならない。</p> <p>(1)～4 (略)</p> <p>5 国からの財政支援の基準日（11月30日）において、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下、「未就学児」という。）がいる世帯においては、未就学児1人あたり12,000円として国から支援される金額を第1項に規定する保険料に充当し、組合員からその相当額を徴収しないものとする。</p> <p>附 則 この規約は、令和4年11月1日から施行する。</p>



